

(報告の徴収及び立入検査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(趣旨)

「農林水産物に係る措置」(17条)及び「遺伝子組換え食用作物に係る措置」(18条)に関して、農林水産業者や栽培者の違反状態等を確認したり、「安全性調査」(19条)を行う上で必要な場合には、府は、食品関連事業者等に対して報告の徴収や立入検査ができる旨を明らかにしています。

(解説)

条例に係る違反状態等を確認するため、食品関連事業者及び事業者団体(農林水産物の生産者団体を含む。)などに報告の徴収を求めたり、立入検査を行ったりすることが必要となります。

なお、立入検査は、犯罪捜査のために行われるものではなく、職員は身分証明書を携帯するなど、厳正に行われることを規定しています。

そして、報告の徴収や立入検査を行った上で、食品の安全性に対する府民の不安を払しょくするため、その後の府の対応(府民への情報提供、食品関連事業者に対する措置勧告等の行政指導など)につなげていきます。

また、法人等を含め、立入検査を拒否した場合などには、罰則が科されます。